

「令和八年熊本地震」で被災された方へ 各種手数料の免除のお知らせ

1 免除対象者

別表 1 「令和八年熊本地震に係る災害救助法の適用地域」（以下「法適用地域」という。）に住所がある方又は被災時に住所があった方で、法適用地域から都内に避難してきた方又は転居した方

ただし、警備業法関係手数料については、法適用地域に住所がある方又は被災時に住所があった方

2 免除期間

令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日までの間

3 対象となる手数料

別表 2-1 「免除対象手数料一覧表（交通関係）」、別表 2-2 「免除対象手数料一覧表（生活安全関係）」を確認してください。

4 免除申請に必要な書類等

(1) 手数料免除申請書（警察署等の窓口でお受け取りください。）

(2) 市町村役場が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」

ただし、「り災証明書」又は「被災証明書」がない場合は、「てん末書」（警察署等の窓口でお受け取りください。）

※ 銃砲等又は刀剣類の所持許可証の再交付については、顔写真付きの身分証明書を提示してください（警察署で写しを作成し申請書類に添付します。）。)

5 還付の手続

上記の要件に該当されている方で、対象となる手数料を既に納付された方は、下記の連絡先へお問い合わせください。

6 問合せ先

(1) 運転免許に関する各種申請について

府中運転免許試験場（042-362-3591）、鮫洲運転免許試験場（03-3474-1374）又は江東運転免許試験場（03-3699-1151）にお尋ねください。

(2) その他の申請について

最寄りの警察署の窓口にお尋ねください。